現在、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の人 ▶▶▶ 新規

合併処理浄化槽設置工事の区分

市が行う工事

- 浄化槽本体（ブロワを含む）設置工事
- 浄化槽本体から1mの流入・流出管工事
- その他条件により市が必要と認める工事

申請者が行う工事

- 宅内排水設備工事
- 水洗トイレの改造工事（必要な場合）
- 単独処理浄化槽の撤去（必要な場合）など

申し込みから使用開始までの流れ

①設置依頼書の提出
設置依頼書を提出

②現地調査

③設置申請書の提出
設置申請書（同意書、計画図、平面図など）を提出

④工事計画書の作成

⑤工事計画承認書の提出
工事計画承認書を提出

⑥分担金の納付
浄化槽の人槽規模に応じて、分担金を納付

⑦工事施工業者の選定

⑧工事の施工

⑨宅内排水設備工事の実施
浄化槽設置工事の完了に併せて、宅内排水設備工事を実施

⑩宅内排水設備工事の検査

⑪使用開始
使用開始届を提出

市営浄化槽事業 管理イメージ図

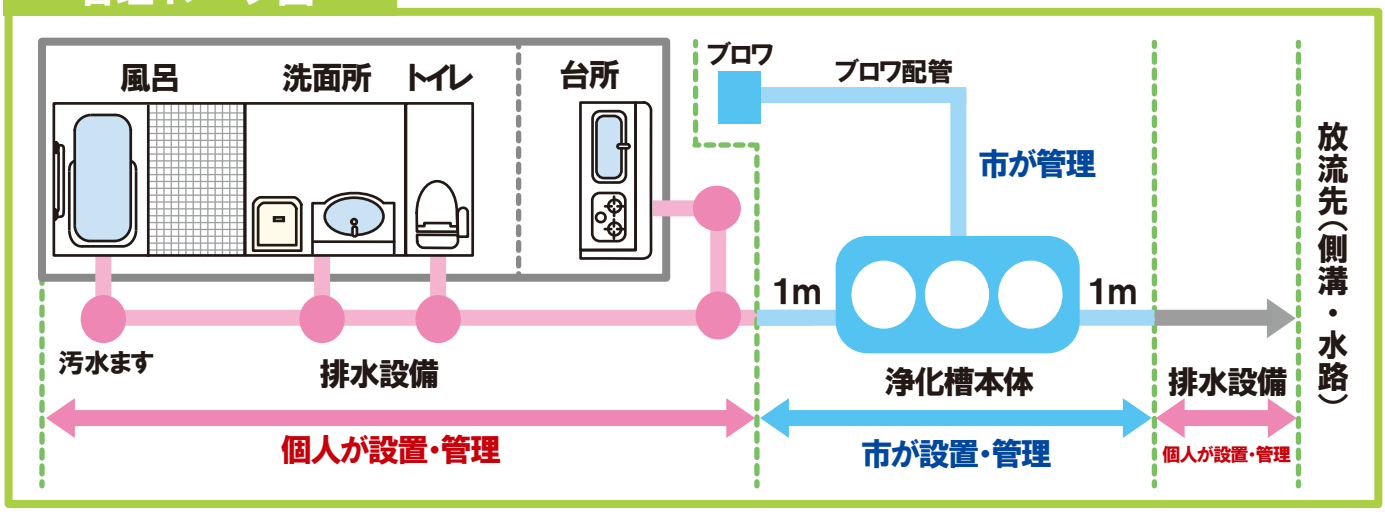

既に合併処理浄化槽を設置済みの人 ▶▶▶ 帰属

帰属の条件

- 用地を市が無償で使用することについて、土地所有者と申請者の同意が得られること
- 申請の日以前１年間の保守点検が行われていること
- 申請の日以前１年間の法定検査結果が不適正でないこと
- 帰属時において浄化槽の清掃を実施すること
- 帰属時において修繕の必要がないこと

申し込みから使用開始までの流れ

①申請書・同意書の提出
申請書および土地の所有者の同意書を提出

②現地調査等

③帰属の決定
決定通知書を送付

④帰属の開始